

令和 8 年度

論文式試験模範答案例

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

■意匠法

【問題Ⅰ】

1. 問1 (1)について
 - ・ 新規性喪失の例外についての理解を問う。
 - ・ 動的意匠の出願の留意点についての理解を問う。
2. 問1 (2)について
 - ・ 3条2項の創作非容易性についての理解を問う。
 - ・ 他人の業務に係る物品と混同を生ずる意匠の取り扱いについての理解を問う
3. 問2 (1)について
 - ・ 組物の意匠の意匠登録出願についての理解を問う。
4. 問2 (2)について
 - ・ 意匠登録出願の分割についての理解を問う。
5. 問3について
 - ・ 質権についての理解を問う。

【問題Ⅱ】

1. 問1について
 - ・ 国際意匠登録出願における出願日の判断についての理解を問う。
 - ・ 先使用による通常実施権についての理解を問う。
2. 問2 (i)について
 - ・ 試験研究目的の実施についての理解を問う。
3. 問2 (ii)について
 - ・ 意匠権の間接侵害についての理解を問う。

■令和 8 年度 論文式試験 模範答案例〔意匠法〕

【問題 I】
1. 問 1 (1)について
甲は、意匠に係る物品を「ぬいぐるみ」とし、S 字形状から L 字形状に変化する意匠として、変化前後の形態を図面等に表すとともに、その形状が機能に基づいて変化する旨及び当該機能の説明を願書に記載することに留意すべきである（6 条 4 項）。
なお、S 字形状及び L 字形状をそれぞれ独立して保護したい場合には、別出願とし、類似する場合には関連意匠として出願することも検討する（10 条 1 項）。
甲は、意匠の新規性喪失の例外の適用の手続をすることに留意すべきである（4 条 2 項）。意 3 条 1 項及び同条 2 項の拒絶理由を回避するためである（17 条 1 号）。
題意より、令和 7 年 8 月 9 日に「リュウさん」の「着ぐるみ」が公開されている。また、その直後に「ぬいぐるみ」の販売も開始している。当該「リュウさん」の形状を再現した「ぬいぐるみ」の意匠は、上記の甲の行為に起因して公開された「着ぐるみ」の意匠から当業者が容易に創作できる意匠等及び、甲が販売した「ぬいぐるみ」の意匠等に該当すると解する（3 条 1 項、2 項）。従って、甲は、当該「着ぐるみ」を公開した最先の日から 1 年以内に上記出願を行い（4 条 2 項）、出願と同時にその旨を記載した書面を特許庁長官に提出することに留意する（同 3 項）。また、当該出願から 30 日以内に証明書を特許庁長官に提出することに留意する（同）。
2. 問 1 (2)について
出願 A について、5 条 2 号の拒絶理由が通知されたと考えられる（17 条 1 号）。
題意より、乙の出願 A に係る「ポシェット」には「リュウさん」の「ぬいぐるみ」が付

してある。従って、他人である甲の業務に係る物品である「ぬいぐるみ」と混同を生ずる
意匠に該当すると解される。
出願Aについて、3条2項の拒絶理由が通知されたと考えられる。出願Aに係る意匠が、
甲の「ぬいぐるみ」から当業者が容易に創作できる意匠に該当する場合、当該拒絶理由に
該当すると解する（17条1号）。
3. 問2(1)について
乙は出願Bについて、組物の意匠として意匠登録出願をすることに留意して願書の作成
を行うべきである（8条、6条）。「帽子」「シャツ」「ズボン」は同時に使用される二
以上の物品であり、それぞれ同一の亀の模様が施されているため、組物として統一感があ
ると解される（8条）。従って、乙は、意匠に係る物品を「一組の衣服セット」など、ユ
ニフォーム一式が組物として明確である物品とすることに留意する（同）。
4. 問2(2)について
乙は、出願Cについて、組物の意匠に違反する旨の拒絶理由通知を受けたと考えられる
（8条、17条1号）。
題意より、ユニフォーム一式に加えてポシエットを表して意匠登録出願を行っている。
ポシエットはユニフォーム一式とは同時に使用する物品に該当せず、模様もないため組物
としての統一感もない。従って、出願Cを組物として出願していた場合、8条違反の拒絶
理由を受けたと考えられる（17条1号）。
従って、乙は、出願Cのうち「ポシエット」について分割出願をすべきである（10条
の2）。上記拒絶理由を解消するためである。

題意より、当該出願は二以上の意匠を包含しており、審査係属中であるため、時期的要件を満たす。
5. 問3について
乙は、意匠権について質権を設定することが考えられる（35 条 1 項）。質権の設定は、他の共有者の同意を得なければならないからである（準特 73 条 1 項）。また、質権は、登録が効力発生要件であることに留意する（準特 98 条 1 項 3 号）。
【問題Ⅰ】について以上
【問題Ⅱ】
1. 問1について
（1）確認項目について
① Aは甲に、直ちに乙の許諾を受ける必要がない旨を回答すべきである。意匠イ及びロが意匠登録を受けないと、乙は補償金の請求も意匠権の行使もできないためである（23 条、60 条の 12 第 1 項）。
② Aは甲に、乙の意匠イの国際登録日を確認するよう回答すべきである。国際登録日が、甲製品の創作及び製造を開始した後ならば、甲は意匠イを知らないで甲製品を創作及び製造を開始しているため（同）、甲は乙の意匠権登録後、先使用による通常実施権を主張できるからである（29 条）。
③ Aは甲に、乙から意匠イについての仮通常実施権の許諾を受けられる旨を回答すべきである（5 条の 2）。
④ Aは甲に、意匠ロが意匠登録を受けた場合でも、先使用による通常実施権を主張で

きる旨を回答すべきである（29 条）。
題意より、乙の意匠口に係る国際出願は、甲製品の創作及び製造の開始よりも後だからである。
2. 問 2 (i) について
品質評価のための試作品の製造であるため、試験又は研究のための実施とも解される（41 条、準特 69 条 1 項）。しかし、当該試験又は研究とは、技術を次の段階に進歩せしめることを目的とするものであると解する（同）。丙製品の試作は、品質評価であり技術を次の段階に進歩せしめるものとは認められないと解する（同）。
更に、当該試作行為は量産化に向けた品質評価と解されるため、業としての実施にも該当すると解される（23 条）。
なお、丙製品の物品は「取手」であり意匠ハの物品は「鍋」であるため、物品非類似であり、丙製品の量産行為については意匠ハに係る意匠権の直接侵害を構成しない（23 条）。しかし、題意より丙製品が意匠ハの製造にのみ用いられる物品と解されるため、間接侵害に該当すると解する（38 条 1 号イ）。従って、丙製品の試作行為は意匠ハに係る意匠権の間接侵害を構成すると解する（同）。
3. 問 2 (ii) について
丙製品の量産行為についても、上記と同様に、意匠ハに係る意匠権の直接侵害を構成しない（23 条）が、丙製品が意匠ハの製造にのみ用いられる物品に該当すると解されるため、丙製品の量産行為は意匠ハに係る意匠権の間接侵害を構成する（38 条 1 号イ）。
以上

【TACからお知らせ】

7/2 19:30～ 令和8年度 弁理士論文式試験分析会 実施予定

資格の学校
TAC
弁理士

なにが **合否** を分けるのか

**論文試験
徹底分析**



担当講師 松宮一也

7/2 (木) 19:30～20:30 zoom配信

令和8年度
本試験

論文試験の合否は、本試験特有の緊張状態の中で、初見の問題に対してどのように対処したかに左右されます。

また短答試験と違い相対評価となるため、他の受験生が「何は書けていて」「何が書けなかったのか」も重要になります。

論文本試験を熟知している松宮一也講師が、この両面から今年の論文本試験を分析します。奮ってご参加ください。

ご予約はこちらのアドレスからどうぞ。

https://www.tac-school.co.jp/kouza_benrishi/sokuhou-r.html

